



道路に覆いかぶさる雑木はとても危険です

問い合わせ 都市建設課 0537(8)1122



通行に障害となる樹木は所有者が伐採してください

これから秋にかけて台風が上陸する季節となります。台風などの強い風により道路脇の樹木が倒され、通行できなくなる災害が発生します。

道路へはみ出している樹木などの所有権は土地の所有者にあるため、たとえば道路上空に枝が伸びてきたとしても、原則として行政が伐採、剪定などを勝手に行うことはできません。

樹木などの維持管理は、あくまでも土地所有者の義務です。

万が一、自動車や歩行者などを傷つけた場合は、その責任(※1)が及ぶことがありますので、今一度、道路にはみ出したり、倒れかかったりしている雑木などがないか確認し、必要があれば伐採をお願いします。

道路にはみ出したり倒れかかっている雑木などは、見通しが悪くなり交通事故の原因にもなります。危険な箇所を見つけたら問い合わせ先にご連絡ください。※1(民法717条、土地の工作物の占有者及び所有者の責任)



しずおか子育て優待カードの複数枚交付を開始します

問い合わせ 福祉課子育て支援室 0537(8)1120

「しずおか子育て優待カード」とは

子育てする家庭を、地域・企業・行政が一体となって支援することなどを目的に、静岡県下全域で実施している事業で、市内では平成25年7月1日現在、78店舗の協賛をいただいております。(県全域では協賛店舗数6305店舗)

子ども同伴の上、買物や飲食などの際に、カードを協賛店舗・施設で提示すると、お店が定めたさまざまな「応援サービス」が受けられます(子ども同伴が条件です。妊娠中の人は、母子手帳などの提示を求められる場合があります)

県外から転入してきた人や初めて妊娠した人などでカードの交付を受けていない人、カードを紛失してし



このステッカーが目印です

まった人などは、市役所福祉課で交付を受けてください。

◆複数枚交付について

今までは、対象世帯(妊娠中の人または18歳未満の子どものいる世帯)に原則として、1枚のみの交付でしたが、子どもの保護者であればカードが交付されるようになりました。カードは子どもの人数ではなく、保護者の人数を基準としての交付となります。希望者への交付となりますので、交付場所へお問合せください。

◆対象

18歳未満のお子様の保護者

◆交付場所

市役所福祉課子育て支援室



▲このカードを提示してください